

※留意事項※

- ◆ 視聴覚機材等を紛失または損傷した場合は、その損害を利用者が負担することになります。ご注意ください。
- ◆ 16ミリ映写機の操作・貸出対象は「16ミリ映写機操作技術講習会」を修了し、かつ「操作技術免許証」を所有するが、団体内において投影する場合だけです。申込の際には、必ず修了証を提示するか、利用申込書に修了証番号の記載をお願いします。
- ◆ 営利目的（貸出された視聴覚教材等により、視聴者から料金を徴収すること）に使用することは認められません。
- ◆ 視聴覚教材等の複製や転貸は認められていません。

貸出可能視聴覚機材一覧

品名	数量
16ミリ映写機	10
プロジェクター（パソコン対応型）	1
プロジェクター（ビデオ一体型）	1
スライド映写機	1
ビデオデッキ	3
DVDプレイヤー	1
ブルーレイプレイヤー	1
OHP	2
OHC	1
アンプ・ワイヤレスマイク（2本）セット	4
スクリーン	5
暗幕	15